

果樹輸出産地強化支援事業 Q&A（令和6年9月30日時点）

（問1）本事業はどのような目的で実施されるのか

（答1）

本県の果樹産地では温州みかん、カキ、ナシの輸出に取り組んでいます。輸出先からのニーズは高い一方で、生産者の減少や気候変動の影響により産地の生産基盤は脆弱化しつつあるため、新植・改植に係る経費やスマート農業技術等の導入等にかかる経費を支援し、産地の生産基盤の強化を図ることを目的としています。

（問2）他事業の支援を受けた園地でも支援対象とできるのか

（答2）

同一の取組に対し、重複して支援することはできません。例えば、国事業「果樹経営支援等対策事業」で新植・改植への定額支援及び未収益期間への定額支援を受けている園地については、本事業において同様の取組は対象にできません。

ただし、国事業「果樹経営支援等対策事業」で慣行樹形の定額支援を受けている園地について、省力技術を導入するために高密植する場合にはそのかかり増し分の経費を支援対象とします。

（問3）未収益期間における肥料代、農薬代等の支援は可能か。

（答3）

支援対象となりますが、本事業は定率支援かつ年度内完了が必要なため、年度内に購入及び使用することが確認できる資材のみに限られます。

（問4）園地の一部分のみの改植は対象となるか

（答4）

対象となります。

（問5）本事業における「省力樹形」の定義いかん。

（答5）

国事業「果樹経営支援等対策事業」にて定額支援のメニューが定められている、根域制限栽培、根圏制御栽培、ジョイント栽培等の他、双幹形仕立て栽培等、公的な研究機関により省力効果が実証されているものを省力樹形とみなします。

（問6）既に苗木を購入している場合、育苗のみの取組は対象となるか

（答6）

対象園地が未収益期間にあること、かつ過去に果樹経営等支援対策事業のうち未収

益期間支援事業で支援を受けていないことが確認できれば対象となります。対象園地が未収益期間にあることの確認は、植栽年月が記録された文書または普及センター等による目視での確認によることを想定しています。

(問 7) 育苗を委託する取組は対象となるか

(答 7)

対象となります。ただし、契約期間が年度内に完了する取組に限ります。

(問 8) 資材・機械の更新も対象となるのか。

(答 8)

マルチシートや防風ネットの張替など、単純更新（買い替え）は支援対象となりません。一方で、例えば、マルチシートの張替と併せて液肥混入機と一体的なかん水設備を導入する場合や、防風ネットを3面から4面に増設する場合など、果実品質の向上が図られる取組であれば支援対象とします。

(問 9) 事業計画提出時の見積書の添付は1社で良いか。

(答 9)

複数社の相見積りを行い、事業費の削減に努める必要があります。ただし、該当する設備及び資材を1社しか扱っていない場合を除きます。

(問 10) 新植・改植作業や機械・資材の設置に係る人件費は対象となるか。

(答 10)

第三者が発行する書類（見積書、業務委託契約書、領収書等）で確認できる場合は対象とし、自己施行は対象外とします。

(問 11) 予算額以上の申請があった場合の対応いかん。

(答 11)

申請の総額が予算額を上回った場合については、事業実施計画の審査基準及び採択加算ポイントにより順位付けを行い、予算の範囲内で採択しますので、不採択となる可能性があることについて御了承ください。

(問 12) 資材の納品が完了したが、年度内に設置が難しい場合の対応いかん。

(答 12)

原則、事業実施年度内に資材を設置する必要があります。ただし、納品の遅れ等、やむを得ない場合に限り、納品及び支出が確実に行われたことの確認、資材の設置後の現地確認により、年度をまたいでの資材の設置を認めるものとします。

(問 13) 産地輸出計画は事業実施計画に先んじて提出の上、承認を受ける必要がある

か。

(答 13)

事業実施計画と併せての提出で構いません。ただし、産地輸出計画の承認後に事業実施計画を審査するものとします。

(問 14) 産地輸出計画の輸出目標は事業実施計画の輸出向け出荷目標量を積み上げの上、設定する必要があるか。

(答 14)

事業実施計画の輸出向け出荷目標量の積み上げとする必要はありません。産地全体としての輸出量目標を設定してください。

なお、事業実施計画の輸出向け出荷目標量は取組を実施する園地に限らず、事業実施主体の経営全体としての目標数値を記入ください。

(問 15) 事業実施段階において一般競争入札の実施は必須か。

(答 15)

一般競争入札の他、指名競争入札又は相見積もりにより事業費の低減に努める必要があります。

なお、資材・機械の取り扱いが1社しかない場合等、やむを得ない事情がある場合に限り随意契約を認めるものとします。

(問 16) 防除用ドローンの導入と併せて、オペレーターの講習費やオペレーター作業を委託する経費は対象となるか。

(答 16)

防除用ドローンの導入と併せて事業実施主体が講習を受ける取組については補助対象とします。オペレーター作業を委託する場合は、対象外とします。

(問 17) 苗木の新植・改植と併せて、マルチシートを導入する取組は対象となるか。

(答 17)

果実の高品質化の目的で導入するマルチシートについては、成園化するまで設置する必要がないため、対象外とします。

(問 18) 獣害柵を設置する取組は対象となるか。

(答 18)

獣害柵の設置については国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」による支援対象となっていることから、対象外とします。なお、「鳥獣被害防止総合対策交付金」で対象外となっている、苗木保護ネットの導入については、新植・改植又は育苗の取組と一体的に行う場合は対象となります。

(問 19) 実証の取組を行った場合、実証成果の提出は必要か。

(答 19)

実績報告の際、取組概要、実証技術の今後の活用方針等をまとめたもの（様式自由）の提出が必要となります。なお、モデル園地の実証等、単年度では成果が出ない場合は実績報告後の追加報告を求めることはありませんが、実証技術の産地実装に向けて、有望な取組を多く創出し、産地内外に成果を情報発信することが望ましいです。